厚生労働省
岐阜労働局
Gifu Labour Bureau

Press Release

岐 阜 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 29 日（木）

担当	労働基準部監督課
	監督課長 中村 賢司
	監察監督官 野田 一宏
	電話 058-245-8102
	夜間 058-206-4102

外国人技能実習生又は特定技能外国人を雇用する事業場に対する監督指導結果、送検等の状況（令和７年）を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率は約 70%～

岐阜労働局（局長　原田　浩一）は、県内の７つの労働基準監督署が、令和７年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」(※) という。）又は特定技能外国人（※）を雇用している事業場に対して実施した立入調査（以下「監督指導」という。）、送検等の状況を取りまとめましたので公表します（別添１、２参照）。

なお、違反は事業場に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれます。

令和７年の監督指導・送検の状況

【技能実習関係】

■　監督指導を実施した 465 事業場のうち 321 事業場（69.0%）で労働基準関係法令違反が認められた（別添１の１(1)）。

■　主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 24.7%、②衛生基準 15.9%、③労働時間 11.8%の順に多かった（別添１の１(2)）。

■　重大・悪質な違反により送検したのは４件である。（別添１の２）。

【特定技能外国人関係】

■　監督指導を実施した 251 事業場のうち 184 事業場（73.3%）で労働基準関係法令違反が認められた（別添２の１(1)）。

■　主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 19.5%、②労働時間 17.1%、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取 15.9%の順に多かった（別添２の１(2)）

■　重大・悪質な違反により送検したものはなかった。

岐阜労働局及び労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を雇用している事業場に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

※ 岐阜県は、15,727 人の技能実習生及び 5,877 人の特定技能外国人を受け入れています。（出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出」（令和７年 10 月末現在））

【別添１】 技能実習生を雇用している事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和７年）

【別添２】 特定技能外国人を雇用している事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和７年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和７年）

１　監督指導状況

（１）県内の労働基準監督署において、技能実習生を雇用する事業場（以下「実習実施者」という。）に対し**465件**の監督指導を実施し、**69.0%**にあたる**321件**で労働基準関係法令違反を確認した。

〈注〉　違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。
　　主な業種は監督指導の多い件数を基に取りまとめたものである。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 （違反率）
全業種	465	321（69.0%）
金属製品	76	53（69.7%）
輸送機械製造	39	26（66.7%）
食料品製造	38	23（60.5%）
化学工業	34	22（64.7%）
窯業土石	31	20（64.5%）
一般機械器具	31	17（54.8%）
衣服その他の繊維	27	21（77.8%）
建築工事	20	17（85.0%）
土木工事	16	12（75.0%）
社会福祉施設	16	9（56.3%）

（２）主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（24.7%）、②衛生基準（15.9%）、③労働時間（11.8%）の順に多かった。

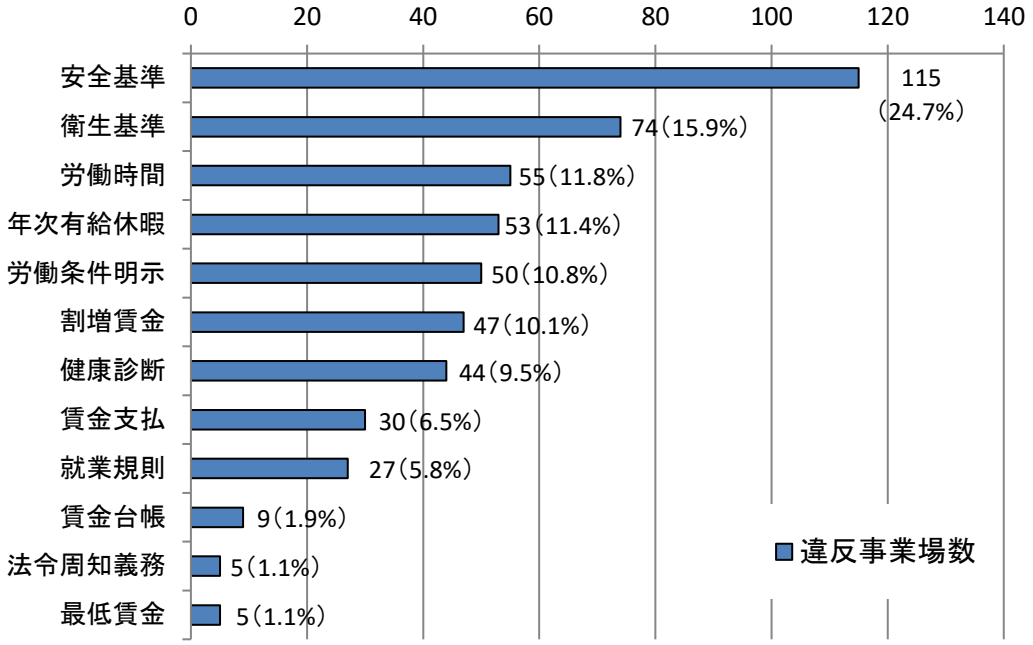

〈注〉　違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

２ 送検状況

令和７年に労働基準監督署が送検した件数は４件であった。
令和元年以降に送検した11件のうち10件が縫製業である。
なお、全国における令和７年の送検件数は26件であった。

年	署	業種	送検内容
令和元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告
２年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
３年	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
４年	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
５年	岐阜	縫製業	時間外労働
	岐阜	建設業	虚偽報告
６年	該当なし		
７年	多治見	金属製品製造業	研削砥石
	高山	建設業	救命具等
	関	鋳物業	防じんマスク
	岐阜	製本業	時間外労働

３ 事例

（１）監督指導の事例

事例

外国人技能実習機構から技能実習生に係る割増賃金の支払不足について通報があったことから、監督指導を実施。

概　要

自動車部品の金型を製造する事業場で、技能実習生に係る割増賃金の支払不足について通報があったことから臨検した。

調査の結果、技能実習生２名に割増賃金が不足していたこと、岐阜県最低賃金を下回っていたこと及び２～６か月平均の月の時間外・休日労働が 80 時間を超えていることが判明した。

指導内容

１　割増賃金を適正に支払うこと。
　　是正勧告　労働基準法第 37 条第１項違反
２　岐阜県最低賃金額以上の賃金を支払うこと。
　　是正勧告　最低賃金法第４条第１違反
３　２～６か月平均の月の時間外・休日労働を 80 時間未満とすること。
　　是正勧告　労働基準法第 36 条第６項第３号違反

指導の結果

割増賃金の計算の基礎となる時間単価の算出方法を見直し、適正な割増賃金を支払うこととした。また、最低賃金額を下回らないよう月額給与を増額した。さらに、新規採用労働者に対する教育を実施して早期戦力化を図るとともに、管理者が毎週時間外労働時間を把握し必要な業務調整を行うほか、取引先に対して業務量の平準化等への協力を依頼することにより、時間外労働の削減を図った。

4　岐阜労働局と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

⑴　技能実習生の労働条件の確保を図るため、岐阜労働局では、外国人技能実習機構等との間で、監督等の結果を相互に通報している（※１）。

⑵　岐阜労働局から外国人技能実習機構へ通報（※２）した件数は14件、外国人技能実習機構から岐阜労働局へ通報（※３）された件数は57件であった。

※１　令和３年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和４年以降、外国人技能実習機構との間のみで行っている。

※２　岐阜労働局から外国人技能実習機構等へ通報する事案
　岐阜労働局において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※３　外国人技能実習機構等から岐阜労働局へ通報する事案
　外国人技能実習機構等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

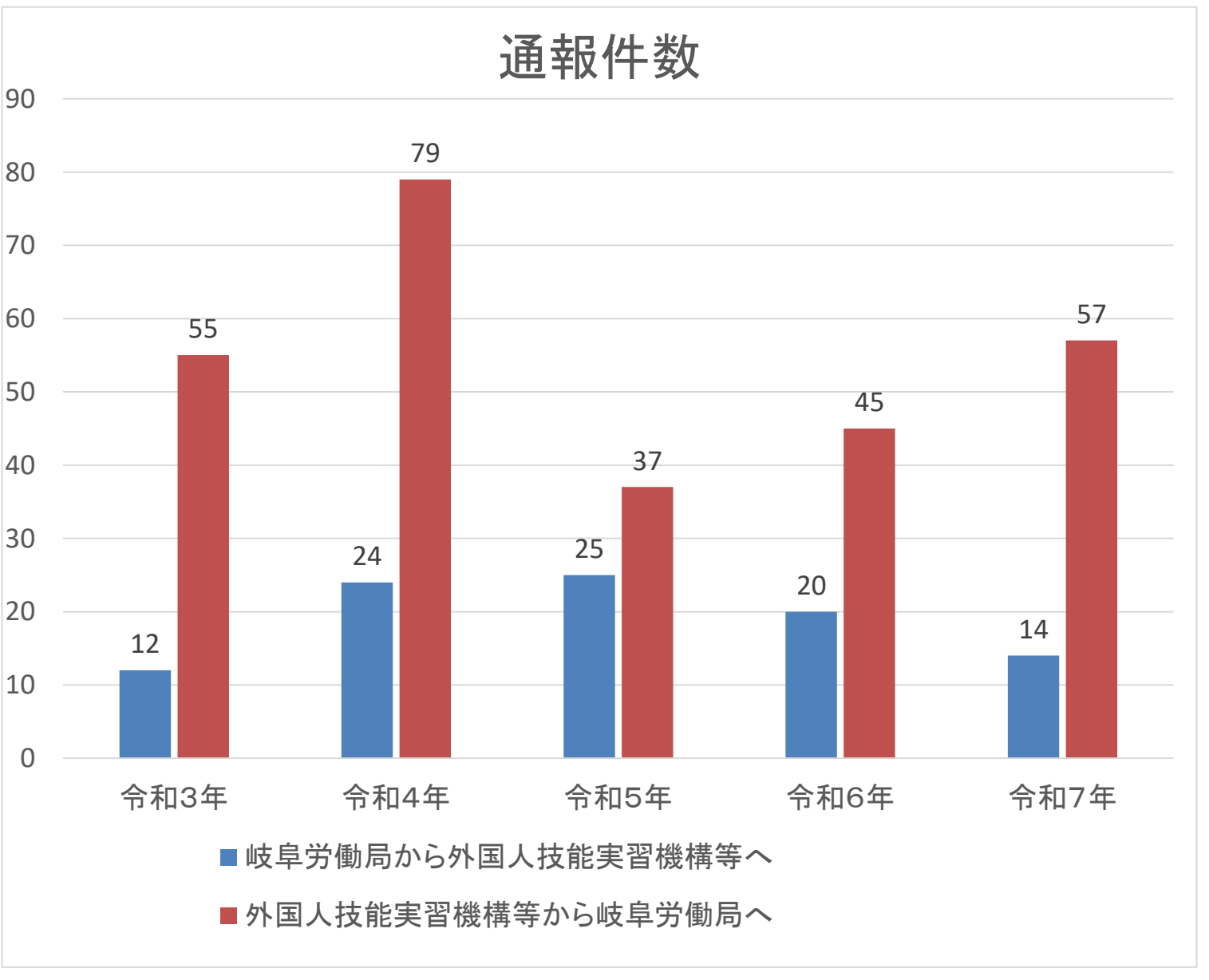

特定技能外国人を雇用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和７年）

１　監督指導状況

（１）県内の労働基準監督署において、特定技能外国人を雇用する事業場に対し251件の監督指導を実施し、73.3%にあたる184件で労働基準関係法令違反を確認した。

〈注〉　違反は特定技能外国人に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。
　　主な業種は監督指導の多い件数を基に取りまとめたものである。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 （違反率）
全業種	251	184（73.3%）
金属製品	49	38（77.6%）
食料品製造	30	23（76.7%）
社会福祉施設	28	13（46.4%）
一般機械器具	20	13（65.0%）
輸送機械製造	20	15（75.0%）
建築工事	10	9（90.0%）
旅館業	10	7（70.0%）
電気機械器具	8	5（62.5%）
土木工事	8	5（62.5%）
農業	8	5（62.5%）

（２）主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.5%）、②労働時間（17.1%）、③健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（15.9%）の順に多かった。

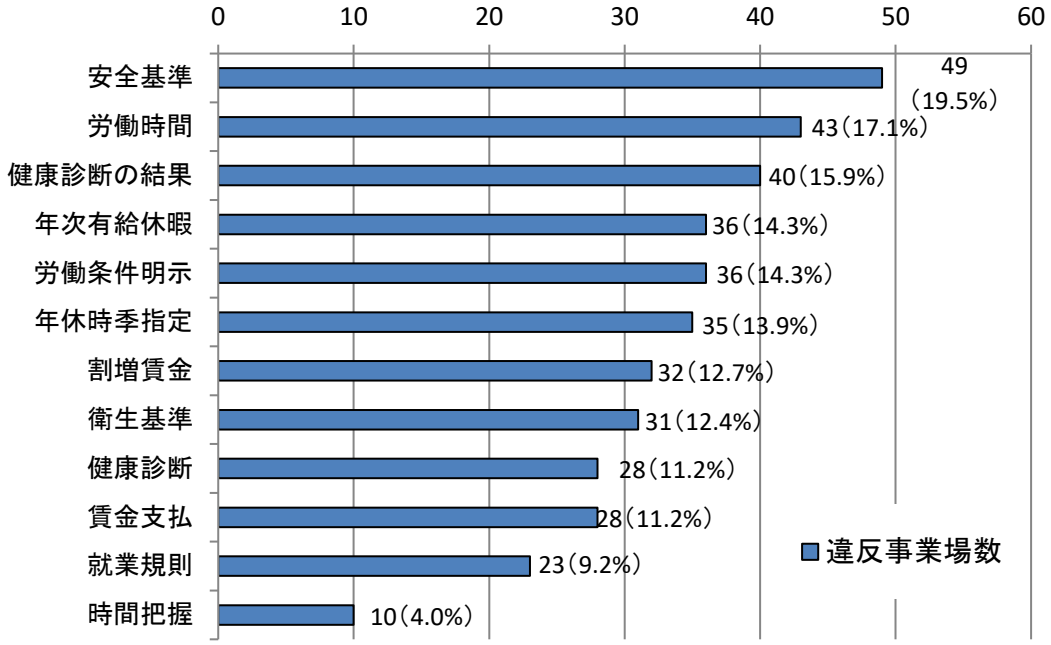

〈注〉　違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

２ 送検状況及び事例

（１）送検状況

令和７年に労働基準監督署が送検した件数は０件であった。
なお、全国における令和７年の送検件数は９件であった。

（２）監督指導の事例

事例

36 協定の適正運用及び割増賃金の適切な支払いを指導

概　要

電気機械器具製造業を営む事業場において、特定技能外国人労働者について、36 協定の特別条項に定める限度時間の超過回数が年６回を超えていたほか、割増賃金の不足が認められた。

指導内容

１　36 協定の適正な運用を行うこと。
是正勧告　労働基準法第 32 条第１項、第 2 項違反
２　割増賃金を適正に支払うこと。
是正勧告　労働基準法第 37 条第１項違反

指導の結果

時間外労働時間が一定時間を超えた場合に通知が行われるよう勤怠管理システムの設定を変更し、労働時間を適切に管理して 36 協定の範囲内で運用することとした。また、資格手当を割増賃金の算定基礎に算入するよう取り扱いを改めた。

３　岐阜労働局と出入国管理機関との相互通報の状況

⑴　特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、岐阜労働局では、出入国管理機関との間で、監督等の結果を相互に通報している。

⑵　岐阜労働局から出入国管理機関へ通報（※１）した件数は７件、出入国管理機関から岐阜労働局へ通報（※２）された件数は０件であった。

※１　岐阜労働局から出入国管理機関へ通報する事案
　岐阜労働局において特定技能外国人を雇用する事業場に対して監督指導等を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※２　出入国管理機関から岐阜労働局へ通報する事案
　出入国管理機関において特定技能外国人を雇用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

